

自主防災組織の手引

— 安全・安心な地域づくりのために —

北見市

目 次

1	自主防災組織とは	2
2	自主防災組織をつくりましょう	3
	その1 町内会や自治会で防災について話し合う	
	その2 役員会で検討する	
	その3 町内会や自治会の総会で、検討、可決する	
	その4 組織の規約を作成する	
	その5 防災計画を作成する	
	その6 北見市（防災危機管理室）に組織の結成を報告する	
3	自主防災活動をはじめましょう	6
	平常時の活動	
	・ 防災知識の普及・啓発	
	・ 地域内の安全点検	
	・ 防災訓練	
	・ 防災資機材の備蓄	
	災害時の活動	
	・ 突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動	
	・ 災害情報の収集・伝達	
	・ 出火防止・初期消火	
	・ 避難誘導	
	・ 被災者の救出救護	
	・ 給食・給水	
資料1	自主防災組織結成届出書	12
資料2	規約の例（既存の組織を活用して結成する場合）	13
資料3	規約の例（新しく組織を結成する場合）	15
資料4	防災計画の例	18
資料5	自主防災組織の編成及び任務分担の例	21

1. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の方々が連携し、自主的に防災活動を行う組織のことをいいます。

大規模な災害が発生したら、自治体や消防などの防災関係機関は総力を挙げて対応しますが、次のような悪条件が重なり、十分な応急活動ができないことも予想されます。

- ・電話が不通となり、被害状況などの情報収集が困難となる。
- ・道路や橋の損壊、建物の倒壊などにより交通が著しく阻害される。
- ・防災関係機関が被害を受ける。
- ・同時に各地で火災が発生し、消防力が分散される。

こんなときどうしたらよいでしょうか。

自分の身は自分で守る、つまりそれが自主防災なのです。

ただし、各自が、バラバラに動いても、一人ひとりの力には限度があり、かえって危険な場合もあります。

みんなが地域ぐるみで助け合い協力し合って、統制のとれた行動をとることにより、はじめて一人ひとりの力が生きてくるのです。

阪神・淡路大震災では、地域住民が協力し合って初期消火を行い延焼を防止した事例や、救助活動を行い多くの人命を救った事例などが多くみられ、地域における自主的な防災活動の大切さが改めて確認されました。

こうした自主的な防災活動を効果的に行うためには、地域住民が連帯し協力し合って身近な地域単位での防災態勢を確立することが必要です。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織が「自主防災組織」です。

2. 自主防災組織をつくりましょう

自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。

そのため、自主防災組織の多くは、お互いの「顔が見える関係」を築かれている町内会や自治会ごとに結成されるのが一般的です。

皆さんの地域で、普段の活動としてこんなことを行っていませんか？

- ・町内会での消火器の点検、交換、消火訓練
- ・回覧板での防火・防災のお知らせ
- ・地域での夜回りなど

このようなことを町内会や自治会などの活動の一環として行われているのであれば、それが自主防災活動です。

ここから組織の結成へとつなげていくと良いでしょう。

自主防災組織の規模の大きさや活動には、これをしなければならないといった、決まりごとはありません。

町内会や自治会をベースにした場合でも、いくつかのタイプが考えられます。どれが、自分の地域の実情にあっているか検討してみましょう。

自主防災組織のタイプ（町内会を例として）

型	説明	役員構成
重複型	町内会組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	町内会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
下部組織型	町内会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	町内会役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別組織型	町内会が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

自主防災組織を結成しようと意欲を持ったとしても、具体的にどうしていいかわからないという声がよく聞かれます。

ここでは、既にある町内会や自治会などの組織から自主防災組織を結成する例を紹介します。

その1 ~ 町内会や自治会で防災について話し合う

町内会や自治会の総会や各種行事の場で、防災についてみんなで話し合います。

- ・過去に地域でおきた災害はないか。
- ・もし、地震や洪水などの災害が起きたとき、地域内でどんな被害があるか。
- ・地域内で被害が発生しそうなところはないか。
- ・自分たちの地域の災害に対する備えは十分か。

その2 ~ 役員会で検討する

役員会で、どのような組織をつくり、どのような活動を行うか検討します。

- ・新たに町内会や自治会に自主防災組織をつくる。
- ・現在の活動を広めて、防災部などを設ける。
- ・町内会や自治会の既存の部門の中から、自主防災活動を行う部門を決める。
- ・ほかの地区と協力して、合同で自主防災組織をつくる。

その3 ~ 町内会や自治会の総会で、検討、可決する

役員会でどのような組織にするか決まったら、総会で決議するなどして、賛同を得ます。

- ・自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意に基づくのが原則です。
- ・みんなが連携して活動するという意識を持つことが大切です。

その4 ~ 組織の規約を作成する

規約は、自主防災組織の目的や活動内容、役員や任務、防災計画の作成等について定めるものです。

町内会や自治会の既存の部門を自主防災活動の担当部門とした場合、規約の作成は不要です。

規約の例については、資料2(13ページ~)、資料3(15ページ~)を参考としてください。

その5 ~ 防災計画を作成する

災害の発生時等に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の発生又は拡大を防止するためには、防災計画を作成しておくことが必要です。

防災計画には、日頃どのような対策を進め、災害時にどのような活動をするのかなどの役割を具体的に盛り込みます。

町内会や自治会の年間活動計画に自主防災活動の内容が含まれていれば、防災計画と兼ねることができます。

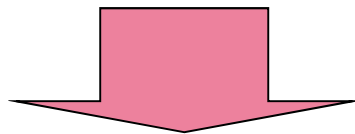
防災計画の例については、資料4（18ページ～）を参考としてください。

その6 ~ 北見市（防災危機管理室）に組織の結成を報告する

北見市防災危機管理室に「自主防災組織結成届出書」を提出します。

北見市では、防災講習・訓練など、自主防災活動をサポートいたします。

「自主防災組織結成届出書」の様式については資料1（12ページ）をご覧ください。



自主防災活動の開始

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。「組織化はしたものの・・・」とならないように、地道に活動していく必要があります。

参加するみなさんが、「自分たちの地域は、自分たちで守る！」という意識を持ち、防災活動を効果的に行うことが大切です。

北見市では、自主防災組織の結成からその後の活動（防災講習や各種訓練など）までサポートさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

3. 自主防災活動をはじめましょう

自主防災組織の活動は、大きく2つに分けられます。

- ・【平常時の活動】・・・日頃から地域内の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など。
- ・【災害時の活動】・・・実際に災害が発生した場合の初期消火活動、救出救護、情報の収集など。

【平常時の活動】

防災知識の普及・啓発

地域の住民が防災に関する正確な知識を身につけていることは、災害時に効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防ぐためには大切なことです。

自主防災組織としても、あらゆる機会をとらえて防災知識の普及・啓発に取り組みましょう。

< 普及・啓発活動の例 >

- ・あらゆる会合や行事の機会をとらえて、防災について話し合う。
- ・自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう。
- ・防災講習会等に積極的に参加する、あるいは企画・開催する。
- ・想定される被害や防災拠点などを地図に書き込みながら議論する。
- ・地域内を実際に歩いてみて、危険箇所の確認などを行う。
- ・地域の防災マップを作成する。

地域内の安全点検

市が作成した「ハザードマップ」を活用し、日頃から、地域内の地理的特性（地形、地質、河川、住宅密集箇所など）、危険箇所、避難場所などを確認し、みんなで情報を共有することが大切です。

防災訓練

実際に災害が発生すると、とっさに行動に移すことは難しいものです。

日頃から繰り返し訓練を行うことで災害時の活動を身をもって覚えることができます。

< 防災訓練の例 >

情報連絡訓練

災害発生直後、住民は恐怖と不安の中で情報を求めています。また、市も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマで住民が混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を訓練しておきましょう。

初期消火訓練

消火器、バケツ等消火用資機材の使用方法や、消火技術を習得します。火災から身を守る方法などについても学びます。

避難訓練

突然災害が起こっても、すばやく安全に避難できるように、避難経路や避難所などを、地域住民一人ひとりに周知します。その際、避難時の携行品や服装などについても指導します。また、誘導方法や一人で避難することが困難な避難行動要支援者の方の手助けの方法なども習得します。

救出救護訓練

はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用方法や家屋の倒壊、落下物によるケガ人の救護活動などを学びます。応急手当の方法などについても習熟します。

給食給水訓練

災害時は、救援物資の不足による混乱が予想されます。救援物資を必要とする人の人数を自治会等の班別に集約し、各班のリーダーが公平に救援物資を入手できる給食・給水システムを確立しておきましょう。

災害図上訓練

参加者が大きな地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練です。図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか気付くことによって、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」につながっていく訓練です。

ポイント! ~ 訓練は楽しく安全に ~

訓練は堅苦しいものである必要はありません。「楽しみながら行って、更に知識や技術が身についた」といったものの方が、より多くの人に参加してもらうことができるでしょう。

防災資機材の備蓄

災害が発生したときに自主防災組織が情報連絡、初期消火、避難、救出救護、給食・給水などを行うには、それぞれの活動に必要な資機材を地域の中で持ち寄る仕組みを決めておくと効果的です。


< 活動に便利な資機材の例 >

- ・ 情報収集・連絡用 ~ 携帯用ラジオ，ハンドマイクなど
- ・ 初期消火用 ~ 消火器，水バケツなど
- ・ 救出救護用 ~ はしご、ジャッキ、バール、のこぎり、なた、ペンチ、ハンマー、スコップ、ロープ、ビニールシート、応急手当資機材、毛布など
- ・ 避難誘導用 ~ 警笛、メガホン、リヤカー、ロープなど



【災害時の活動】

突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動
	地震発生	姿勢を低く！体・頭を守って！揺れがおさまるまでじっとして！	
1 ~ 3分	揺れがおさまった	素早く火の始末 家族の安全確認 玄関、窓を開けて出口を確保 テレビやラジオなどにより情報確認 火が出ても落ち着いて初期消火 靴を履く（家の中も危険物でいっぱい！）	
3 ~ 4分		隣近所に声をかける 近所に火が出ていないか確認 火が出ていたら大声で知らせ、 119番に通報 初期消火を試みる（無理はしない！） 漏電、ガス漏れ、余震に注意！	隣近所で助け合い ・見つからない人はいないか？ ・けが人はいないか？ ・避難行動要支援者は大丈夫か？
5 ~ 10分		ガスの元栓を閉め、電気のスイッチブレーカーを切る 避難の際、ブロック塀、ガラス、がれきに注意！	情報班による地域内の被害情報収集 市等からの情報を住民へ正しく伝達
10分 ~ 数時間	火災発見 家屋の倒壊 発見 負傷者発見	みんなで消火、救出活動	消火班による初期消火 救出・救護班による救出活動 負傷者の応急救護、救護所への搬送 避難行動要支援者の避難を支援 困難な場合は、消防本部、市等へ支援要請 無理はしない！
数時間 ~ 数日	避難生活	自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を！ 壊れた家には入らない！ 助け合いの心を持とう！ 我慢も大切！	給食・給水、炊き出し等の活動 要配慮者に対する配慮 災害ボランティアとの共助

災害情報の収集・伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施します。

このため、あらかじめ次の事項を決めておきましょう。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を市民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて市へ報告します。

出火防止・初期消火

地震発生時の火災は、地震そのものによる被害を何倍にも大きくします。自主防災組織としては、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、家庭からは火を出さないように徹底します。

大地震発生時には、建物などの倒壊による道路の不通、火災の同時多発などにより、消防機関の活動は、通常の火災の場合よりも非常に制限されます。

もし出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うことが必要です。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。

避難誘導

被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。

被災者の救出救護

地震が発生すると、家屋の倒壊や家具・落下物等により多数の生き埋めや負傷者が発生することが予想されます。

しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応はできないため、大規模災害時には、自主防災組織による素早い救出・救助が被災者の生死を分けます。

倒壊物やがれきの下敷きになった人を、資機材を活用して救出に当たるほか、負傷者には応急手当を行い、病院・救護所へ搬送するなどの支援を行います。

給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安全・安心な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しなどの活動を行います。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がけます。

ポイント！ ~要配慮者への配慮と対策~

要配慮者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力、危険を知らせる情報を受け取る能力、そうした危険に対して適切な行動をとる能力の面で、ハンディキャップを持つ人々のことです。

例えば、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人などです。

災害が発生した場合、一人暮らしや高齢者だけの世帯では、家族の援助を受けることが困難と考えられます。

また、寝たきり老人や重度の障がい者を抱える家庭においても、いざというとき、家族だけでの対応が困難なことも考えられます。

自主防災組織として、日頃から要配慮者と交流を持ち、ハンディキャップの内容と程度を理解し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが重要です。

自主防災組織結成届出書

年 月 日

北見市長 様

名 称 _____
 住 所 _____
 代表者 役職 _____
 氏名 _____ (印)
 電話番号 _____

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1. 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
組織結成世帯数	世帯
結成年月日	年 月 日
結成単位	町内会 ・ その他()
自主防災活動 実施部門	
備 考	

2. 添付資料

- (1) 組織規約
- (2) 年間活動計画
- (3) 組織図

自主防災組織結成届出書

【記載例】

令和××年××月××日

北見市長 様

名 称	町内会
住 所	北見市 町1 - 1
代表者 役職	町内会長
氏名	北見 一郎 (印)
電話番号	1 2 - 3 4 5 ×

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1. 自主防災組織の概要

自主防災組織名	町内会
組織結成世帯数	世帯
結成年月日	令和××年××月××日
結成単位	町内会 ・ その他()
自主防災活動実施部門	安全部 (ほか、総務部、防火部、防犯部など)
備考	

2. 添付資料

- (1) 組織規約
- (2) 年間活動計画
- (3) 組織図

町内会規約

（名称及び事務所）

第1条 名称は 町内会（以下「会」という。）とし、事務所を会長宅におく。

（区域）

第2条 会の区域は、 町の全域とする。

（会の構成）

第3条 会は、前条の地域内住民をもって構成する。

（目的）

第4条 会は、地域内住民の対話を通して、住民相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の発展と向上を図ることを目的とする。

（専門部の構成）

第5条 会は、前条の目的を達成するため次の「部」をおく。

（1）総務部 総会、役員会、予算、決算、事業計画、親睦会、地域諸問題の把握集約、専門部との連絡調整、その他部に属さない事項

（2）交通安全部 交通安全に関する事項

（3）環境衛生部 屋外の清掃、花壇の造成、春秋の大掃除

（4）防災部 防災に関する事項

（5）防火防犯部 防火防犯活動の啓発、街路灯の設置と維持管理、その他類する事項

（6）福祉部 社会福祉、高齢者福祉活動の研修及び推進、その他地域福祉に関する事項

（7）その他の部 必要に応じて青少年部、女性部などを設ける。

2 各部には「部長」をおき、必要に応じて「部員」をおくことができる。

（班の構成）

第6条 会の区域を分けて「班」をおき、班の区域は別に定める。

（役員構成）

第7条 会には、「会長」「副会長」「会計」「監査」「専門部長」「班長」の役員をおく。

2 会の役員は、総会において選任し、班長は班員の互選とする。

（役員の任務）

第8条 会長は会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 会計は、会の会計を司る。

4 監査は、会計事務に関する事項を監査する。

5 部長は、それぞれの部の事業の推進とその運営にあたる。

6 班長は、班内の事務を処理する。

（役員任期）

第9条 役員任期は一年とする。

2 補充により再任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（各種会議）

第10条 会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、二分の一以上（委任状を含め）の出席で成立し、議事は出席者の多数決で決める。

（総会）

第11条 総会は、毎年一月に会長が招集し、議長は、会員の中から選出する。

2 総会は年一回とし、五分の一以上の会員の要求があったとき及び会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。

3 総会においては、事業計画、事業報告、予算、決算、規約の制定、規約の改廃、役員選任及びその他重要な事項を審議決定する。

（役員会）

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 役員会においては、総会提出議案、会の運営に関する具体的な事項及びその他必要な事項を審議決定する。

（経費）

第13条 会の経費は、会費及びその他の収入をもって賄う。

2 会費は、年会費とし、一戸あたり 円とする。

（会計年度）

第14条 会計年度は、毎年 月 日から 月 日までとする。

（その他の事項）

第15条 会の運営については、この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を得て定めることができる。

附則

この規約は 年 月 日から施行する。

防災会規約

（名称）

第1条 この会は、 防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

（1）平常時は とする。

（2）災害時は とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（3）防災訓練の実施に関すること。

（4）地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

（5）防災資機材等の備蓄に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、 町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 若干名

（3）班長 若干名

（4）監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は3年（会長は1年）とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。

4 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関する事。

（2）防災計画の作成及び改正に関する事。

（3）事業計画に関する事。

（4）予算及び決算に関する事。

（5）その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第10条 幹事会は、会長、副会長、班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

（1）総会に提出すべき事。

（2）総会により委任された事。

（3）その他幹事会が特に必要と認めた事。

（防災計画）

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

（1）地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関する事。

（2）防災知識の普及に関する事。

（3）災害危険の把握に関する事。

（4）防災訓練の実施に関する事。

（5）地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。

（6）その他必要な事項。

（会費）

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災会防災計画（例）

1 目的

この計画は、自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による、生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者に関すること。
- (11) 防災資機材に関すること。
- (12) その他必要な事項に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別表のとおり自主防災組織の編成及び任務分担を定め実施する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震等についての知識に関すること。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - エ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発方法は、次のとおりとする。
 - ア 広報誌，チラシ等の配付
 - イ 防災に関する座談会，研修等の開催

5 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類
訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ その他必要とする訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練を併せて総合的に実施する。

(4) 訓練の時期及び方法等

- ア 総合訓練の回数は、年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。
- イ 実施時期については、総会に諮り決定する。

5 情報の収集・伝達

- (1) 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 二次災害の防止のための呼びかけ
- (3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

6 出火防止及び初期消火

地震時において、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底と初期消火対策を推進する。

(1) 出火防止

- ア 暖房用、調理器具等の火気使用設備の点検と、その周辺の整理
- イ 照明器具等の電気使用設備・器具の点検
- ウ 灯油など危険物類の安全管理
- エ 避難時の電気ブレーカーの遮断
- オ その他の出火危険個所の点検

(2) 初期消火対策

- ア 家庭における消火器、水バケツの設置
- イ バケツリレー方式や水消火器による消火活動の実践

7 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

(2) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所へ搬送する。

8 避難誘導

(1) 避難の勧告・指示

ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告・指示が発令されたときは、自主防災組織の防災本部長は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難の勧告・指示がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を災害対策本部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、自主防災会会長の指示に基づき、地域住民を開設されている避難所又は避難場所に誘導する。

イ 避難誘導する場合は、人員を確かめ避難行動要支援者に配慮した避難方法とする。

9 給食・給水

(1) 給食給水班は、市から配布された食料、地域内の住民等から提供を受けた食料等配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 防災関係機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受け入れや配分について協力する。

10 避難行動要支援者

災害時において、避難行動要支援者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より避難行動要支援者の把握に努め、その対策を検討する。

11 防災資機材の備蓄

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼働できる状態を保つ。

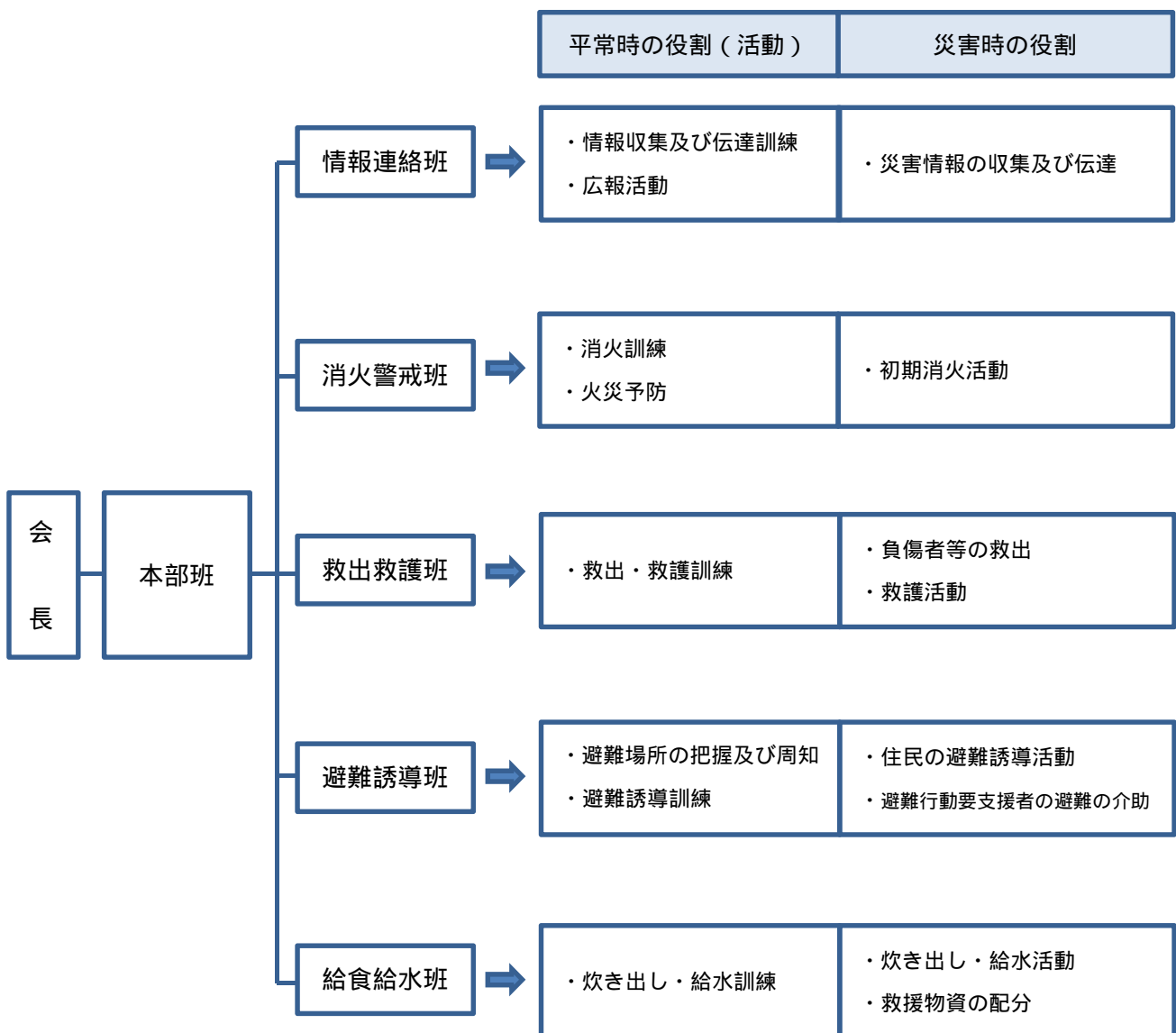
12 その他

この計画に定めるもののほか、防災活動に必要な事項は、総会又は役員会で定める。

自主防災組織の編成及び任務分担（例）

自主防災組織の編成例です。

概ね次のような役割別の班構成をつくり、訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制を整備しましょう。



沿 革

平成 28 年 7 月 自主防災組織の手引作成
令和 元年 7 月 見直し修正、追記

編集・発行 北見市総務部防災危機管理室
〒090-0804 北見市桜町 2 丁目 9 番地 1
電話 (0157) 25-1171
FAX (0157) 25-6932
E-mail : bosai@city.kitami.lg.jp